参考事例12

受付者	

● 特定建設作業実施届出 確認票

〔※各項目をチェックしたうえで受理し、届出書と一緒に保管しておく〕

Yes	No	チェック項目
□	□	「**届出書表紙**」に**社印**又は**代表者印**が押してあるか？
□	□	**作業開始の８日前までの届出か？**（届出日から作業開始日まで**中７日**空いているか？） ※遅れている場合は「**遅延理由書**」を提出してもらう （□遅延理由書・後日提出予定）
□	□	届出書（1, ２ページ）に記入漏れがないか？ ※該当箇所のみ
□	□	**日曜・その他休日の作業**をしていないか？**夜間の作業**をしていないか？ ※特別な事情で日曜・その他休日、夜間に作業を行う場合 ①道路使用・占用等の許可をとって行う工事→道路使用許可証（又は道路占用許可証）の写し（許可内容に夜間または日曜・休日に行う旨の条件を明記） ②その他の工事→周辺自治会の同意書の写し
□	□	**騒音等の防止の方法欄**に記入しているか？
□	□	公共事業の場合、発注者欄に**担当課**が記入されているか？
□	□	**工事工程表**が添付されているか？
□	□	工事工程表に、**使用する機械の名称、型式、仕様等**が記載されているか？ **低騒音型は⇒⑩**
□ □	□ □	**現場付近の地図（住宅地図）**が添付されているか？ **分かりにくいとき⇒住宅地図で確認** **工事の土地面積は、3000 ㎡(運動会のトラック程度)以上か？ →水質係に届出を回覧** 道路工事の場合も、**土壌汚染防止法のお知らせ**を見てもらうこと
□	□	作業についての**周辺住民等へ説明**は行っているか？ →行ってない場合は、行うことを勧める（解体工事の場合は特に）⇒＿＿＿／＿＿＿頃予定 →行っている場合は、届出書２ページの備考欄に説明の内容 （いつ？ どんな方法で？ どの家・地区に？）を記載してもらう。
□	□	**解体若しくは改修工事であるか？**

※記入漏れがあれば記入してもらう。添付資料がない場合は提出を指示する。

解体・改修工事の場合

延べ床面積は？	＿＿＿＿＿＿ ㎡		**アスベストがなくても 1,000 ㎡以上は県条例届出が必要**
飛散性アスベスト(質量で 0.1%を超えるもの)**はありますか？**			※平成元年以降の建物でも要注意！
□ない	確認方法は？ □目視 □設計図書 □分析 □商品名 □その他（ ） 【注意】壁、天井、柱、はり、屋根裏、外壁、機械室等に使用されている場合が多い！ 【注意】ロックウールでもアスベストが 0.1 重量%超含まれていることがあるので注意！ 【注意】分析では６種類のアスベストを調査する必要がある！ （ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ、ｱﾓｻｲﾄ、ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ、ｸﾘｿﾀｲﾙ、ｸﾛｼﾞﾗｲﾄ、ﾄﾚﾓﾗｲﾄ）		
□ある	種類は？	□吹付け石綿 □石綿含有断熱材 □石綿含有保温材 □石綿含有耐火被覆材	
	届出はしましたか？	□大気汚染防止法(特定粉じん排出等作業実施届) （□届出を指示） □県条例※石綿に触れずに作業を行なう場合(特定工作物解体等工事実施届)（□届出を指示）	
		□労基署への届出（労働安全衛生法、石綿障害予防規則） （□届出を指示）	
非飛散性アスベスト建材(質量で 0.1%を超えるもの)**はありますか？**			
□ない	確認方法は？	□目視 □設計図書 □分析 □商品名 □その他（ ）	
□ある	種類は？	□カラーベスト □サイディングボード □ビニール床タイル □石綿スレート □石綿セメント □けい酸ｶﾙｼｳﾑ板(※天井､壁に使用されるもの) □その他（ ）	
届出はしましたか？	※解体面積が８０㎡以上の場合のみ届出が必要	□特定工作物解体等工事実施届 （□届出を指示）	
		□建設リサイクル法の届出（□開発審査課への届出を指示）	

※建築物の新築･増築工事において、延べ床面積 500 ㎡以上は建設ﾘサイクル法の届出が必要となる。